

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市議会議長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、いずれも妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成28年3月10日（受付は同日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「情報条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2件の本件請求を行った。
- 2 同年3月18日、実施機関は、本件請求のそれぞれに対して、次の理由により、拒否する旨の決定を行った。
 - （1）別紙の①の公開請求に対しては、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分1」という。）を行った。
 - （2）別紙の②の公開請求に対しては、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分2」という。）を行った。
- 3 同年3月22日（受付は同日）、異議申立人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

非開示（拒否）を取り消せ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 地方自治法では境界の変更や行政区域の変更をする場合には、関係市町村の議決が必要であるとされている。
- 2 岩出市は、平成16年から平成18年の間で実施された地籍調査により船戸地域において区域の変更などを行ったにもかかわらず、議会の議決を経ずに勝手にやったことであるから岩出市の「重大かつ明白な瑕疵」であり、この区域の変更は無効である。
- 3 岩出市がこの「重大かつ明白な瑕疵」を認めないのであれば、非開示を取り消して自ら議会の議決書を開示して責任を全うすべきである。
- 4 非開示の理由である「請求文書が存在しないため」は、区域の変更がで

きないことを証明することとなる。不存在が妥当であるとの答申が出された場合は、区域の変更について議会の議決が必要であると指摘されたこととなるから、地籍調査の認証や登記を無効とすべきである。

- 5 また、岩出市長は、地方自治法の規定に違反して議決がないのに区域を変更する無法者であるから当然責任をとって自発的に身を引くべきであり、議会は、市長の辞職勧告を議決すべきである。

第5 実施機関の説明

異議申立人は、平成16年から平成18年の間で実施された地籍調査により船戸地域において区域の変更があったと主張していることから、平成16年以降の議決書について確認をしたが、船戸地域における区域の変更に関する議決書は確認することができなかった。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

異議申立人は、地籍調査により船戸地域の区域が変更されたと主張し、区域の変更に当たっては議会の議決が必要であるから議決書が存在するとして、当該議決書の公開を求めている。一方、実施機関は、船戸地域において地籍調査が実施された平成16年以降の議決書について確認をしたが、存在を確認することができなかったとしている。

2 本件処分1及び本件処分2の妥当性について

- (1) 審査会は、本件請求の対象となった文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。
- (2) 異議申立人は、本件処分1及び本件処分2に対して種々の主張をするが、請求対象となる公文書の存在を示すに足りる主張はなく、異議申立人の主張からは、実施機関の主張を否定するだけの事実認められない。
- (3) よって、本件請求の対象となった公文書は存在しないと考えるのが相当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、議会の議決を経ずに行った区域の変更を無効とすべきなどの主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・4・18	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・4・21	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・5・2	実施機関からの弁明書（正副 2 通）の受理
H28・5・10	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼
H28・5・16	異議申立人からの反論書（正副 2 通）の受理
H28・5・17	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・6・27	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

	本件公開請求の内容
①	昭和３１年９月３０日町村合併で岩出町大字上三毛字北原、同岩之谷、同長谷ができた。しかし、地籍調査で岩出町（市）大字船戸字北原、同岩ヶ谷、同長谷を変更されている。その行政区域変更（大字山崎→大字船戸、大字上三毛→大字船戸）の和歌山県議会、岩出町議会の議決書の原本開示。
②	岩出市大字船戸字北原や同市大字船戸字岩ヶ谷、同市大字船戸字長谷の所在に平成１６年～平成１８年、岩出市が地籍調査を実施し認証され登記を完了させている。岩出市議会で大字山崎から大字船戸に地域変更の議決書。